

区長報告第十一号

専決処分について

港区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年港区条例第八号）第三条第一項の規定に基づき、令和元年八月七日次のとおり処分したので、同条第二項の規定に基づき報告する。

令和元年九月十二日

港区長 武井雅昭

記

平成三十一年三月十二日議決を得た工事請負契約（港区立精神障害者地域活動支援センター等新築に伴う機械設備工事）の契約金額「一億五千四百三十三万二千元」を「一億五千六百八十七万三千元」に変更する。